

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除について 石巻市（新規）

令和2年7月13日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、下記のとおり出荷制限の解除について指示がありましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

石巻市において産出された「しいたけ」露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認された「しいたけ」。

2 解除の対象となる生産者数

石巻市内生産者1名

3 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) 県の生産者認証登録を受け出荷を開始する。
- (2) 出荷物には、登録者住所・氏名を表示する。
- (3) 生産者は、解除ロットごとに1検体の出荷前検査を行うとともに、県は、出荷期間中に毎月1検体の定期検査を実施し、安全性を確認する。

<参考>

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市、*角田市、蔵王町、*七ヶ宿町、*村田町、*川崎町、*丸森町、
*仙台市、*名取市、*大和町、富谷市、*大衡村、*大崎市、*加美町、
*色麻町、*栗原市、*登米市、*石巻市、東松島市、*気仙沼市、*南三陸町
(21市町村)

*一部出荷制限解除：角田市1名、七ヶ宿町6名、村田町1名、川崎町1名、丸森町1名、仙台市9名、
名取市1名、大和町1名、大衡村1名、大崎市4名、色麻町1名、加美町8名、
栗原市5名、石巻市1名、登米市5名、気仙沼市1名、南三陸町3名、
計17市町村 50名の生産者

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除の仕組み

生産者及び生産ロット（植菌年や栽培管理方法等が同一のもの）ごとに、国に対し出荷制限解除の申請を行い、制限解除の指示を受ける。

なお、「たけのこ」などのように、地域単位で制限が解除されるものではない。